

記入例

高齢者等居住改修住宅等に対する固定資産税の減額に係る申告書

受付印



令和 〇〇 年 〇〇 月 〇〇 日

綾川町長 殿

住所	〒761-0000 綾川町〇〇××番地×
申告者氏名 (納税義務者)(名称)	〇〇太郎 印
電話番号	087 (〇〇〇) 〇〇〇〇

地方税法附則第15条の9第4項及び同条第5項に規定する高齢者等居住改修住宅等に対する固定資産税の減額の適用を受けたいので、同条第6項及び綾川町税条例附則第10条の2第6項の規定に基づき、事実を証する書類を添えて申告します。

家屋の所在	綾川町〇〇××番地×	家屋番号	××番×
種類	<input checked="" type="radio"/> 専用住宅 <input type="radio"/> 併用住宅 <input type="radio"/> 共同住宅 <input type="radio"/> 附属家		
構造	<input checked="" type="radio"/> 木造 <input type="radio"/> 非木造 () 造) 2階建		
延床面積	123.45 m ² (併用住宅にあつてはそのうちの住宅部分床面積) m ²		
建築年月日	明治・大正 <input checked="" type="radio"/> 昭和 <input type="radio"/> 平成 60年 4月 1日		
登記年月日	明治・大正 <input checked="" type="radio"/> 昭和 <input type="radio"/> 平成 60年 4月 15日		
居住安全改修工事完了年月日	令和 3年 5月 1日		
居住安全改修工事に要した費用	全体の工事費用	1,500,000 円	居住安全改修工事以外の工事を含む
	居住安全改修工事費用	1,000,000 円	- 給付・補助金額 300,000 円 = 自己負担金額 700,000 円
居住安全改修工事後3か月以内に申告書を提出することができなかった理由			
地方税法施行令附則第12条第29項に該当する者(改修工事を必要とする方)	住所	綾川町〇〇××番地×	
	氏名	〇〇花子	
	生年月日	明治・大正 <input checked="" type="radio"/> 昭和 <input type="radio"/> 平成 10年 11月 12日生	
	該当区分	<input checked="" type="radio"/> 65歳以上 <input type="radio"/> 上 <input type="radio"/> 要介護認定 <input type="radio"/> 要支援認定 <input type="radio"/> 障害者	
世帯区分等状況確認			<input checked="" type="radio"/> 同意します <input type="radio"/> 同意しません
本申告書記載の内容を審査するに当たり、世帯区分・現住所・介護保険給付及び補助金制度の利用状況を固定資産税担当課が各業務担当課へ照会することに、 いずれかに〇を記入してください。同意されない場合、審査を行う上で添付書類以外の書類が必要となった際、その都度提出していただくこととなります。			

添付書類

次の書類(写し可)を添付してください。(地方税法施行規則附則第7条第7項の規定に基づく書類)

- 増改築等工事証明書(建築士、指定確認検査機関若しくは登録住宅性能評価機関が発行)又は改修工事に係る明細書、改修工事箇所を撮影した写真及び改修工事費用の領収書
- 給付金や補助金を受給している場合はその金額が確認できる書類の写し
- 下記に該当する場合は以下の書類の写し

要介護及び要支援認定 …… 介護保険の被保険者証
 障害者 …… 障害者手帳、精神障害者福祉手帳、療育手帳等

高齢者等居住改修住宅等(バリアフリー改修工事)に対する固定資産税の減額について

表面の記入例のとおり記入して申告書を提出してください。

1 提出先

綾川町税務課

☎ 087-876-5284

2 提出書類

この申告書と表面記載の添付書類を添付したうえで提出してください。

この制度の概要については次のとおりです。

1 概要

新築されてから10年以上を経過した住宅(賃貸住宅は除く)について平成19年4月1日から令和4年3月31日までの間に一定の高齢者・障害者等の居住安全改修工事(以下「バリアフリー改修工事」といいます。)を行った場合、このことを綾川町に申告したものに限り、改修工事が行われた年の翌年度の固定資産税を3分の1減額します。

2 対象区域

綾川町内全域

3 対象となる住宅の要件

新築されてから10年以上を経過した住宅について、65歳以上の方、要介護認定若しくは要支援認定を受けている方又は障害者の方が申告時に居住していることが要件となります。

ただし、賃貸住宅は除きます。

※この制度は、新築住宅に対する減額の特例及び住宅の耐震改修に係る特例措置を受けている場合は適用されません。また1戸の住宅についてこの制度が適用されるのは1回限りです。

4 バリアフリー改修工事の要件

- (1) 改修工事に要した費用の額が1戸当たり50万円以上であること。
(給付金や補助金を受給している場合はその金額を除いた費用)
- (2) 次のいずれかに該当する改修工事であること。(付帯して必要となる改修工事を含む)
 - ア 介助用の車椅子で容易に移動するため通路又は出入口の幅を拡張する工事
 - イ 階段の設置(既存の階段の撤去を伴うもの)又は改良によりその勾配を緩和する工事
 - ウ 浴室を改良する工事で次のいずれかに該当するもの
 - ・入浴又はその介助を容易に行うため浴室の床面積を増加させる工事
 - ・浴槽をまたぐ高さの低いものに取り換える工事
 - ・固定式の移乗台、踏み台その他高齢者の浴槽の出入りを容易にする設備を設置する工事
 - ・高齢者の身体の洗浄を容易にする水栓器具を設置又は同器具に取り換える工事
 - エ 便所を改良する工事で次のいずれかに該当するもの
 - ・排泄またはその介助を容易に行うため便所の床面積を増加させる工事
 - ・便器を座便式のものに取り換える工事
 - ・座便式の便器の座高を高くする工事
 - オ 便所、浴室、脱衣室その他の居室及び玄関並びにこれらを結ぶ経路に手すりを取り付ける工事
 - カ 便所、浴室、脱衣室その他の居室及び玄関並びにこれらを結ぶ経路の床の段差を解消する工事
(勝手口その他屋外に面する開口の出入口及び上がりかまち並びに浴室の出入口にあっては段差を小さくする工事を含む)
 - キ 出入口の戸を改良する工事で次のいずれかに該当するもの
 - ・開戸を引戸、折戸等に取り換える工事
 - ・開戸のドアノブをレバーハンドル等に取り換える工事
 - ・戸に戸車その他戸の開閉を容易にする器具を設置する工事
 - ク 便所、浴室、脱衣室その他の居室及び玄関並びにこれらを結ぶ経路の床の材料を滑りにくいものに取り換える工事

5 減額の対象

- (1) バリアフリー改修工事を行った住宅全体の固定資産税について減額します。
1戸当たりの床面積が100㎡を超える場合は、100㎡相当分までが減額の対象となります。
- (2) 併用住宅の場合は居住部分のみが減額の対象となります。
- (3) 住宅とその附属家が別棟の場合で、いずれか(新築されてから10年以上を経過した住宅)についてバリアフリー改修工事を行った場合は、住宅と附属家すべてが対象となります。

担当：〒761-2392
綾歌郡綾川町滝宮299番地
綾川町税務課 固定資産税担当
電話：087-876-5284 (直通)

1 日